

虐待防止のための指針（高齢者・障がい者）

特定非営利活動法人優遊

1 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

利用者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する。虐待の発生予防から、虐待を受けた方が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、権利擁護を理念として支援するものとする。

2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- ・虐待防止・身体拘束適正化検討委員会を設置し、管理者をもって委員長とする。
- ・虐待防止のための指針をより具体的にするよう、委員会を年1回以上開催する。
- ・虐待防止に関する措置を適切に行うため、専任の担当を定める。（担当：元村由唯香）

3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ・虐待防止の基礎・適切な対応知識を普及啓発するため、職員へ研修を年1回以上行う。

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ・虐待等が発生した場合は、虐待を受けた方の安全確保及びその家族への対応を最優先に行い、謝罪も含めて誠意ある対応を行う。
- ・虐待発生後、速やかに委員会・市町村への報告を行い、市町村の事実確認に協力する。
- ・通報者を保護するものとし、通報した者に対して不利益な取り扱いをしない。
- ・虐待等の原因分析と再発防止策を検討し、必要に応じて個別支援計画の見直しを行う。
- ・虐待をした職員や役職者には、就業規則等に沿って相応の処分を行う。

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制については、委員会において別途定める。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ・利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、成年後見制度の利用支援に努める。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・利用者又はその家族からの虐待等に係る苦情については、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ・この指針は、利用者及びその家族が自由に閲覧できるものとする。

9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・その他必要な事項については、委員会において定める。

令和3年8月20日 設置